

水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値	単位	解説
目1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	mg/L	鉱山排水、工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。
目2	ウラン及びその化合物	0.002以下（暫定）	mg/L	地核中には0.0003%存在し、地下水等から検出されることがあります。
目3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	mg/L	鉱山排水、工場排水等の混入やニッケルメッキからの溶出によって検出されることがあります。
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	塩素系溶剤、樹脂等の原料となる有機化学物質です。
目8	トルエン	0.4以下	mg/L	染料、有機顔料等として使用される有機化学物質です。
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	mg/L	プラスチック添加剤（可塑剤）等として使用される有機化学物質です。
目10	亜塩素酸	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を消毒剤または酸化剤として使用する場合、分解生成物として生成されます。
目12	二酸化塩素	0.6以下	mg/L	浄水処理過程において主に酸化剤として使用されます。
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下（暫定）	mg/L	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
目14	抱水クロラール	0.02以下（暫定）	mg/L	
目15	農薬類	1以下	-	シマジンなど農薬120項目の総称です。総農薬方式（検出値と目標値の比の和）にて算出します。
目16	残留塩素	1以下	mg/L	水道法では、水道水の衛生を確保するため塩素等による消毒を行うことが定められており、残留塩素とは、水道水中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいいます。濃度が高いと、いわゆるカルキ臭の原因となります。
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10以上100以下	mg/L	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でくどい味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹸の泡立ちを悪くします。
目18	マンガン及びその化合物	0.01以下	mg/L	河川水中の濁度に相応して含まれ、浄水中に高濃度で含まれると、酸化され黒色を呈することがあります。
目19	遊離炭酸	20以下	mg/L	水中に溶けている炭酸ガスのごとで、水に爽やかな感じを与えますが、多いと刺激が強くなり、水道施設に対して腐食等の障害を生じる原因となります。
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	mg/L	工場排水等の混入によって地下水で検出されることがあり高濃度に含まれると異臭味の原因となります。
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02以下	mg/L	溶剤、洗浄剤、ガソリンの添加物等として使用される有機化学物質です。
目22	有機物等（KMnO ₄ 消費量）	3以下	mg/L	水中の有機物等を、一定の条件下で酸化するのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表わしたものです。
目23	臭気強度（TON）	3以下	-	臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気のほとんどが感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示したものです。
目24	蒸発残留物	30以上200以下	mg/L	水中に溶解又は浮遊している物質の総量をいい、水の一般的性状を示す水質指標のひとつです。主にミネラルの含有量を示します。
目25	濁度	1以下	度	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。
目26	pH値	7.5程度	-	0から14の数値で表され、7は中性を表し、これより値が小さくなるほど酸性が、これより値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
目27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	-	水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなります。
目28	従属栄養細菌	2000以下（暫定）	個/mL	一般細菌よりも多様な細菌を検出することができ、浄水処理過程や配水系での細菌の挙動を評価するのにより適しています。
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	塩素系溶剤、樹脂等の原料となる有機化学物質です。
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	mg/L	環境中の分布は地球表層部では金属中第1位の存在量であり、河川水に比較的多く含まれています。また、アルミニウム化合物は浄水処理における凝集剤として広く用いられています。浄水中に高濃度で含まれると白濁の原因となります。
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005以下	mg/L	有機フッ素化合物の一種で、泡消火剤や撥水剤、フッ素樹脂の製造等で広く使用されていましたが、現在では製造、使用、輸入等が規制されています。

（注） 「目4」、「目6」、「目7」及び「目11」は削除。